

(様式第 5 号)

建設工事入札参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）

平成 年 月 日

下妻市長 稻葉 本治 殿

共同企業体の名称 . 特定建設工事共同企業体

共同企業体代表構成
員の住所、商号又は
名称及び代表者氏名

共同企業体構成員
の住所、商号又は
名称及び代表者氏名

今般、連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、を代表構
 成員とする・ 特定建設工事共同企業体を結成し、貴市所管に係る建設工事
 の入札に参加したいので、別冊指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

また、この建設工事入札参加資格申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

なお、建設業の許可事項等については、次のとおりです。

商 号 又 は 名 称	許 可 番 号	許 可 年 月 日	許可された建設工事の種類
希望する工事種別 及び工事箇所			
指名開始希望期日	入札参加資格者名簿記載の日から		

(様式第 6 号)

・ 特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第 1 条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 下妻市発注に係る 工事 (当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。) の請負
- 二 前号に附帯する事業

(名称)

第 2 条 当共同企業体は、 ・ 特定建設工事共同企業体 (以下「当企業体」という。) と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 当企業体は、事務所を に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第 4 条 当企業体は、平成 年 月 日に成立し、その存続期間は 1 年とする。ただし、1 年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後 3 箇月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第 5 条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地
会社名

所在地
会社名

(代表者の名称)

第 6 条 当企業体は、 を代表とする。

(代表者の権限)

第 7 条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表者として、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金 (前払金及び部分払金を含む。) の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第 8 条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

%

%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、とし、代表者の名義
により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第 12 条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退したのものがあるとき、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第 17 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

（解散後のかし担保責任）

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 1 社は、上記のとおり ・ 特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 3 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

平成 年 月 日

会社名

会社名

委 任 状

平成 年 月 日

下妻市長 稲葉 本治 殿

共同企業体の名称 ・ 特定建設工事共同企業体

共同企業体

構 成 員

共同企業体

構 成 員

私は、次の共同企業体代表者を代理人と定め、
関し、下記の権限を委任します。

工事に

受任者 共同企業体

代 表 者

委 任 事 項

- 1 . 見積及び入札について
- 2 . 契約に関すること
- 3 . 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収について
- 4 . 支払金の請求及び受領について
- 5 . 支払期日の来た利札の請求及び領収について
- 4 . 復代理人を選任すること

受任者使用印鑑

